

船橋市で介護職員として
はたらく人を応援します！

令和6年度
介護職員
初任者研修・実務者研修の
**費用[受講料]
[教材費]を
助成します!**



研修を修了した後、船橋市内の介護保険・障害福祉
サービス事業所で、3か月以上働いている方が対象です。

※その他の条件については、裏面をご確認ください。また、詳しくはお問い合わせください。

補助の上限額

初任者研修 **10万円**

実務者研修 **15万円**

募集人数（先着順）

●介護 初任者研修 90名程度

実務者研修 140名程度

●障害 初任者研修 10名程度

実務者研修 15名程度

受付期間

令和6年6月1日から

令和7年2月28日まで

(消印有効)

裏面をご覧ください

問い合わせ・郵送先

介護保険サービス事業所に就業している場合

船橋市 高齢者福祉部 介護保険課

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

電話：047-436-3306

mail：kaigohoken@city.funabashi.lg.jp



障害福祉サービス事業所に就業している場合

船橋市 福祉サービス部 障害福祉課

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

電話：047-436-2307

mail：shogaifukushi@city.funabashi.lg.jp



令和6年度 介護職員初任者研修等費用助成事業補助金 障害福祉サービス従事者に対する研修費用助成事業補助金

事業の目的

船橋市では、市内における介護保険サービス・障害福祉サービスに係る雇用確保及び従業者の資質向上並びにサービスの安定供給に資することを目的として、初任者研修・実務者研修を修了し、かつ、市内の介護保険サービス事業所又は障害福祉サービス事業所に就業する方に対し、補助金を交付しております。

介護職員初任者研修とは

介護に携わる上での最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身に付け、基本的な介護業務を行うことができるようになることを目的とする研修。この初任者研修を修了すると、訪問介護員及び居宅介護職員等として働くことができるようになります。

実務者研修とは

より質の高い介護サービスを提供するための、実践的な知識と技術の習得を目的とする研修。介護職員として働く上で必要な介護過程の展開や認知症、医療的ケア等について学ぶことができます。3年以上の実務経験があれば、実務者研修を修了すると、介護福祉士国家試験の受験資格が得られます。

補助の対象者

- 介護職員初任者研修・実務者研修を
令和5年(2023年)4月1日以降に修了した方
- **研修修了後、船橋市内の**介護保険サービス事業所(一部の介護保険サービスは対象外)又は障害福祉サービス事業所に**3か月以上**就業し、現在も就業している方
- 就業先の介護保険サービス事業所又は障害福祉サービス事業所に直接雇用されている方(派遣は対象外)
- 他の公的な**助成を受けていない方**
- 市税に滞納がない方

その他

- 船橋市外にお住まいの方でも申請できます。
- 詳しい手続きや内容については、申請の手引きをご確認ください(市のホームページに掲載しております)。

補助金支払いまでの流れ

